

## 令和4年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託

## にかかる公募型プロポーザル選考方法及び審査基準

## 1 選考方法

参加した事業者から提案された「企画書（添付書類を含む）」及びプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点する。

その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業者を決定する。

## 2 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションにおいて、事業者の説明時間は15分以内とし、その後10分程度質疑応答を行う。

(2) 説明は企画書に基づき行うものとするが、同一の内容であればパワーポイント等スライドを使って説明することも可とする。

(3) 参加した事業者が1社の場合にもプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

## 3 審査基準

各審査項目について、次の着眼点により絶対評価で審査・採点する。

## (1) 提案内容の有効性・創造性

① 本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか

② 映像作成において、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか

③ 動画作成のアドバイスにおいて、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか

## (2) 実施体制等

④ 伝わる映像を作成するために必要な撮影・編集等の技術力を有しているか

⑤ 事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか

⑥ 官公庁・民間企業等において動画を使用したPR等を行った実績を有しているか

## (3) その他

⑦ 経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか

## 4 採点は次の指標に基づき行う。

指標 (%)	
非常に的確／非常に効果的／非常に優秀	81～100
的確／効果的／優秀	61～80
やや不十分	41～60
不十分	21～40
不適格	0～20

## 5 審査手順

(1) 選定会議の委員は、企画書及びプレゼンテーションについて採点を行う。

(2) 下記6配点の審査項目(1)～(3)ごとに、委員の合計点が満点の6割以上の事業者のうち、採点の合計点が最も高い事業者を契約候補者(委託予定事業者の候

補)とする。合計点の最も高い事業者が複数あった場合は、次の審査項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を契約候補者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

- ① 『(1)提案内容の有効性・創造性』の合計点（各委員の合計点）
- ② 『(2)実施体制等』の合計点（各委員の合計点）

## 6 配点

各審査項目における配点は次のとおりとする。

審査項目	着眼点	配点
(1) 提案内容の有効性・創造性 (50点)	① 本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか	10
	② 映像作成において、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	20
	③ 動画作成のアドバイスにおいて、民間事業者ならではのノウハウや手法が効果的に活かされ、創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	20
(2) 実施体制等 (40点)	④ 伝わる映像を作成するために必要な撮影・編集等の技術力を有しているか	10
	⑤ 事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか	20
	⑥ 官公庁・民間企業等において動画を使用したPR等を行った実績を有しているか	10
(3) その他 (10点)	⑦ 経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか	10
合計		100